

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年11月27日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：6 国名：ナミビア 担当：南アフリカ共和国事務所
案件名：国際物流ハブ構築マスタープランプロジェクト

1 契約予定期間：2014年2月中旬～2015年3月下旬

2 参加要件

- ・海外における物流に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
- ・日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年12月11日から2013年12月13日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年12月11日から2013年12月16日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年12月26日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知：1月中旬
- (5) 契約交渉：1月中旬～1月下旬

5 業務の目的

ナミビアは、アンゴラ、ザンビア、ボツワナ、南アフリカ共和国と国境を接し、南部アフリカの玄関口としてのウォルビス・ベイ港及び周辺諸国へと通じる国際回廊を有しており、世界各地域と南部アフリカを結ぶ物流ルートとして高いポテンシャルを持っている。2012年7月に策定された「第四次国家開発計画」（NDP4：National Development Plan 4）においては、国家成長戦略の優先分野の一つとして、ナミビアを南部アフリカ地域と世界各地域を結ぶ物流立国とする構想が掲げられた。同構想を実現するにあたり、ナミビア政府は「全国交通マスタープラン」、「全国物流ハブ構築マスタープラン」及び「地方拠点都市グループ開発マスタープラン」の3つの開発計画策定の必要性をNDP4の中で明記しており、その実現の第一ステップである「全国交通マスタープラン」については、欧州インフラ開発基金の支援によって2012年に策定された。

ナミビアが有する国際回廊であるトランス・クネネ回廊、トランス・カプリビ回廊、トランス・カラハリ回廊、トランス・オランジェ回廊は、ウォルビス・ベイ港を起点として周辺諸国へと通じており、ナミビアのみならず、周辺諸国の物流を支えている。ナミビアの物流立国構想の実現が周辺諸国の生活・経済活動に及ぼす影響は大きい。

他方、現在南部アフリカ地域における物流は南アフリカ共和国のダーバン港等に集中しており、混雑によって流通の遅延が生じるケースがあるものの、より迅速且つ安全に南部アフリカとの物流を行うことが期待されるウォルビス・ベイ港を活用した物流は依然として限定的となっている。また、人口が約220万人と小さいナミビアは、国内需要の増加による経済成長を実現することが難しく、南部アフリカ諸国の経済成長を国内に取り込むことが不可欠である。

ナミビア国家計画委員会はこれらの状況を受け、ナミビアが世界各地域と南部アフリカとを結ぶ物流ハブ国となり、南部アフリカ諸国と共に経済成長する物流立国構想の実現を目的としたマスタープランを策定し、喫緊に整備が必要な事業の洗い出し等に係る支援を我が国に要請した。これを受けてJICAは2013年10月に詳細計画策定調査団を派遣し、本プロジェクトの枠組みについてナミビア側と合意した。

本業務は上記合意に基づき、ナミビアにおける国際物流ハブ構築マスタープランの策定を目的とするものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ナミビア全域（ただし南部アフリカ域内の物流に係る現状を把握するために、周辺国における情報収集調査も行う）

(2) 相手国関係機関

国家計画委員会、公共事業交通省、ウォルビス・ベイ回廊グループ

(3) 業務内容

1) 調査対象地域の現状調査

- ア ナミビア及び南部アフリカの地域経済の現状調査及び分析
- イ ナミビア及び南部アフリカにおける産業活動及びバリューチェーンの現状調査及び分析
- ウ ナミビア及び南部アフリカにおける物流ネットワーク（制度・インフラ）の現状調査及び分析
- エ 2012年に策定された「全国交通マスタープラン」の結果のレビュー及び分析

オ 環境社会配慮事項（戦略的環境アセスメント（SEA）関連を含む）に関する現状調査及び分析

2) 国際物流ハブ構築マスタープラン策定への支援

ア 2025年を目標年次とした開発ビジョンの設定

イ 物流需要想定とナミビアのSADC地域における国際物流ハブ国としての位置づけに係るシナリオ設定

ウ 主要課題及び競争優位要因の抽出

エ 物流立国という観点からの既存計画及び事業の再評価

オ 総合的な国際物流ハブ戦略の策定

カ 制度整備計画の提案

キ プロジェクト案のロングリスト作成及び優先プロジェクト案に係る概要の提案（目標年次2020年及び2025年）

ク JICA環境社会配慮ガイドラインに従ったSEAの実施

7 成果品等

1) インセプションレポート（2014年2月中旬）

2) プログレスレポート（2014年6月下旬）

3) インテリムレポート（2014年10月中旬）

4) ドラフト・ファイナルレポート（2015年2月中旬）

5) ファイナルレポート（2015年3月中旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

1) 総括/SADC分析・物流立国戦略（評価対象予定者）

2) 経済産業分析・バリューチェーン/官民関係（評価対象予定者）

3) 物流計画1（物流ビジネスモデル/貿易促進）

4) 物流計画2（需要予測/交通量解析）

5) 物流施設

6) 地域計画（拠点/空間計画）

7) 国際物流諸制度/通関/業務調整

8) 環境社会配慮

9) GIS

10) 運輸交通計画（鉄道、港湾、道路、空港）

9 特記事項

・共同企業体の結成を認める予定

・2013年10月に詳細計画策定調査実施済み

・2013年10月にR/D署名取得済み

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。